マイクロソフトアカデミックセレクトプラスソフトウェア利用内規

（趣旨）
第１条　この規則は、東京大学情報基盤センター（以下「センター」という。）が管理するマイクロソフトアカデミックセレクトプラスソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

（利用者の資格）
第２条　ソフトウェアを利用することのできる者は、次の各号の一に該当し、東京大学情報基盤センター長（以下「センター長」という。）が承認した者（以下「利用者という。）とする。
⑴ 東京大学（以下「本学」という。）の教員及び職員
⑵ 前号に定めるもののほか、特にセンター長が認めた者

（利用申請）
第３条　ソフトウェアを利用しようとする者は、センター長に所定の利用申請を行い、承認を受けなければならない。

（利用範囲）
第４条　ソフトウェアのダウンロード及びインストールは、本学内において実施しなければならない。

（届出）
第５条　利用者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかにセンター長に変更届を提出しなければならない。

（利用者の責任）
第６条　ソフトウェアの利用に対する責任は、利用者が負うものとする。
２　利用者は、ソフトウェアを第三者へ提供し又はそれを目的とした複写を行ってはならない。

（利用資格の取消）
第７条　センター長は、利用者がセンターの定めるところに従わないときは、その利用資格を取り消すことができる。

（経費の負担）
第８条　利用者は、別表に定める利用負担金をセンターに支払わなければならない。
２　前項の経費の負担は、部局等の単位で、予算の振替によるものとし、手続きは、センターが行うものとする。

附　則
この内規は、平成２６年１０月１日から施行する。